

高浜町スポーツ用具貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高浜町民が気軽にスポーツに親しむ機会を増やし、生涯スポーツの更なる普及を図るため、高浜町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する身近なスポーツ用具（以下「貸出用具」という。）の貸出方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 貸出を受けることができる者は、次に掲げる者又は団体とする。

- (1) 高浜町内に在住、又は通勤・通学する者
- (2) 高浜町内に活動の拠点をもつる団体・企業
- (3) その他教育長が特に必要と認める者又は団体

2 前項の貸出対象者が中学生以下の場合は、保護者の同意を必要とする。

(貸出用具)

第3条 貸出用具は、教育委員会が所管するスポーツ用具で、別表に定めるものとする。

(貸出期間)

第4条 貸出用具の貸出期間は、原則15日以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(貸出料金)

第5条 貸出用具の貸出料金は無料とする。

(貸出申請)

第6条 貸出を希望する者又は団体（以下「使用者」という。）は、貸出を受けようとする日の属する月の2箇月前から借用日の3日前までに、スポーツ用具使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に申請しなければならない。

(貸出許可等)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、スポーツ用具使用許可書（様式第2号）により許可するものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (2) 宗教的活動のための利用と認められる場合。
- (3) 政治的活動のための利用と認められる場合。
- (4) 営利を目的とする利用と認められる場合。
- (5) 業務に支障があると認められる場合。
- (6) その他教育委員会が使用を不相当と認める場合。

- 2 前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 貸出期間が重複する申請があった場合は、申請順によるものとする。

(貸出許可の取り消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この要綱に違反した場合。
- (3) 故障により使用することができなくなった場合。
- (4) 災害その他事故により使用することができなくなった場合。
- (5) その他教育委員会が不相当と認める場合。

2 前項の規定により使用者が使用の許可を取り消され、又は使用を制限されたことにより生じた損害について、教育委員会はその責めを負わない。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用すること。
- (2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- (3) 貸出用具を適正に使用、保管し、返却する際は、貸出時の状態で返却しなければならない。もし、貸出用具を損傷し、又は紛失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、その額を減免し、又は免除することができる。

(事故等の処理)

第10条 貸出用具の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は令和元年9月10日から施行する。

別表

貸出用具 一覧

No.	用具名	数量	単位	内容（1セットあたり）
1	スティックリングセット	4	セット	スティック6本、パック6個
2	スティックリングコート	4	枚	
3	ビーチボール	10	球	
4	卓球バレーセット	2	セット	木製ラケット12枚、ネット1セット、サウンドボール6球
5	キンボールセット	1	セット	ボールカバー2枚、インナーボール1個、セッペン(5着×3色)、得点ボード、電動ブロー
6	インディアカボール	4	球	
7	ファミリーバドミントン用ラケット	20	本	
8	ファミリーバドミントン用シャトル	6	球	

様式第1号（第6条関係）

スポーツ用具使用許可申請書

令和 年 月 日

高浜町教育委員会
教育長

様

住 所
団 体 名
代表者氏名
電話 番号

印

下記のとおりスポーツ用具を借用したいので申請します。尚、借用期間中に返却の要請があった場合は直ちに返却し、且つ破損、紛失した場合は責任をもって弁償します。

借用目的		
借用用具	用具名	個数
借用期間	令和 年 月 日（ ）から 令和 年 月 日（ ）まで	
使用場所		
取扱い責任者 氏名		
備考		

※使用者が中学生以下の場合は、保護者等が申請してください。

様式第2号（第7条関係）

スポーツ用具使用許可書

令和 年 月 日

申請者 様

高浜町教育委員会
教育長

印

下記のとおり使用を許可します。

借用目的		
借用用具	用具名	個数
借用期間	令和 年 月 日（ ）から 令和 年 月 日（ ）まで	
使用場所		
取扱い責任者 氏名		
備考		

留意事項

- 許可された用途にのみ使用すること
- 使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 貸出用具を適正に使用、保管し、返却する際は、貸出時の状態で返却しなければならない。もし、貸出用具を損傷し、又は紛失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。